

国民健康保険税本算定と 保険証の更新

平成23年度の国民健康 保険税が決定（本算定）

第1期～3期（4月～6月）の保険税は、平成22年度の保険税を基礎に仮算定していましたが、平成23年度課税所得（平成22年中の所得）が確定したため、保険税の年税額を本算定しました。

第4期（7月）以降は、本算定された年税額から仮算定で納付された額を差し引き、残りの額を4期以降の9カ月間で調整して納めていただきます。

本算定の納付書は 7月中旬に送付

納税通知書は、世帯主宛に送付します。世帯主が国保加入者でない場合でも、納税義務者は世帯主になります。

保険証の更新

現在、八代市の国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は、一部の人を除いて、平成23年7月31日までとなっています。

平成23年8月1日から使用できる新しい保険証は、7月中に郵送します。

現在お持ちの保険証は、8月1日以降に市役所本庁、各支所、出張所に返却するか、個人で破棄してください。個人で破棄する場合は、ハサミで切るなどして、個人情報漏洩に十分、注意してください。

また、保険証は1年間使用するものです。紛失や破損などないよう十分留意し大切に使用ください。

国民健康保険 加入・脱退の手続き

加入するとき

職場の健康保険などを喪失した後、任意継続の健康保険または、他の健康保険に加入していない場合、国民健康保険の加入手続きが必要になります。健康保険喪失日の翌日から14日以内に手続きをお願いします。

なお、事業所や会社などは国民健康保険の資格取得手続きは行いません。

【持ってくるもの】

1. 職場の健康保険の「健康保険資格喪失証明書」（被扶養者がいる場合は、被扶養者名と資格喪失年月日が明記してあるもの）
2. 印鑑

脱退するとき

職場の健康保険に加入した時などは、国民健康保険の脱退手続きが必要になります。国民健康保険税は、脱退手続きをするまでは、

職場の健康保険に加入した人の分も含んだままとなっていますので、早めにご手続きをしてください。

なお、事業所や会社などは国民健康保険の資格喪失手続きは行いません。

【持ってくるもの】

1. 職場の健康保険の「健康保険証または「健康保険資格取得証明書」
2. 現在お持ちの国民健康保険被保険者証（保険証）
3. 印鑑



非自発的失業者の国民健康 保険税を軽減

平成21年3月31日以降に倒産・解雇・雇止めなどにより離職した人について、平成22年4月から国民健康保険税および高額療養費等の自己負担限度額が軽減される制度が始まっています。

【対象者】

八代市国民健康保険に加入している65歳未満（離職日時点）の人で、平成21年3月31日以降に離職し、その際に交付された雇用保険受給資格者証の離職理由（数字2桁）が左記のいずれかである人

- ▼倒産、解雇などによる離職
- ・・・離職理由コード11、12、21、22、31、32
- ▼雇止めなどによる離職
- ・・・離職理由コード23、33、34

【軽減内容】

該当者の給与所得を30/10とみなして保険税額を決定します（給与所得以外は軽減されません）。

※詳細は、八代市ホームページ（<http://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/>）にも掲載しています。

問合せ

国保ねんきん課 保険税係
☎ 334113